

ご契約条件とヤチフォルニア農園公国・国王からのお願い

## コーヒー苗オーナー権制度について

1. ヤチフォルニア農園公国・国王（以下「国王」）と国産コーヒー苗オーナー権者（以下「オーナー様」）は互いに仲良くすること。
2. ご契約金は 本分として 円/年毎となります。ご契約日の月末を起点として 12 か月後が翌年のお支払期日（以下「更新日」）になります。以降も同様になります。更新日から 2 か月経過してお支払いが無い場合コーヒー苗オーナー権は失効します。（ヤチフォルニア農園公国から更新のご案内はさせていただきます）またご契約当時から大幅なエネルギー価格変動等があった場合は更新日の 90 日前に新価格をお知らせの上、新たに覚書を締結させていただきます。
3. 諸事情により苗木の所持が不可能になった場合や不要になった場合はその年度のご契約金の金額で買い戻しをさせていただきます。但しオーナー様歴 10 年以上の方対象となります。
4. 万一、通常栽培で苗木が枯れた場合、新しい苗木に代えさせて頂く枯木保障をお付けしています。（契約後 20 年間）  
自然災害や施設破壊などヤチフォルニア農園公国に過失が無い場合は両者協議により決めさせていただきます。
5. 営業時間内でしたら愛しい苗木のご見学、語りかけは OK です。（事前ご連絡頂ければ幸いです）
6. ヤチフォルニア農園公国では灌水・温度管理・剪定・肥料の追加など愛情込めて栽培を行います。  
4 月～6 月は開花シーズン、12 月～2 月は収穫シーズンです。ご自身による体験型農園での収穫と焙煎や喫茶はオーナー様の特権です。是非現地に足を運んでご家族や友人と楽しいひと時をお過ごしください。
7. ヤチフォルニア農園公国の許可無く苗木の転売は不可です。個人の場合、第二親等までの譲渡は可能です。
8. 体験型農園として持続可能な六次産業のビジネスモデルの確立はもとより、オーナー様・就農者・販社・エンドユーザー様、国産コーヒーに携わる全ての方を笑顔にする為頑張っていきますので国王にも苗木にも愛情を注ぎ大切に扱って下さい。
9. 「農福連携」はヤチフォルニア農園公国の大切なミッションです。該当する方々の就農にご理解ご協力をお願い致します。
10. 他のオーナー様に対する迷惑行為やヤチフォルニア農園公国からのお願いに従って頂けない場合は契約を解除させて頂くことがあります。是非余裕のある素敵な大人のコミュニティー創造にお力添え下さい。
11. 一般社会通念上の反社会的勢力と関係を有することが判明した場合には、本契約を解除させていただきます。
12. オーナー様の苗木からの収穫はヤチフォルニアスタッフで行い生豆の状態にして収穫量の 90%をお渡し致します。  
収穫～生豆までをご自身でされたい方は全数であれば許可致します。
13. ジャパニーズコーヒー、コーヒーチェリーティー、コーヒーリーフティーの生産と新商品の開発を目指すのでご協力をお願い致します。
14. その他の問題が発生した場合には、両者で協議して解決しましょう。

締結日 年 月 日

## 【オーナー様】

苗木 No	
契約者名	(印)
住所	〒 -
ご連絡先（携帯）	
メールアドレス	

## 【ヤチフォルニア農園公園】

国王 柳沢 昭次



〒276-0004

千葉県八千代市島田台 949-2

お振込先：

千葉銀行 習志野台支店

普通預金 4080539

ユ) ダイトウケンショウ

担当連絡先：

 090-5315-0024 (国王：柳沢 昭次) 070-4153-2417 (担当：稲生 (いなお) )

メールアドレス： info@yachi-fornia-farm.com

047-409-2856 (農園固定電話)